

球磨村空き家利活用促進補助金交付要綱

令和6年6月11日

告示第29号

(趣旨)

第1条 村長は、球磨村内にある空き家の有効活用による定住促進を図るため、空き家の改修等を行う者に対し、予算の範囲内において、空き家利活用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成3年球磨村規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を実施する者をいう。
- (3) 空き家 球磨村内に個人が居住を目的として建築し、又は購入したが、居住者のいない建物をいう。ただし、空き家・空き地バンク（球磨村空き家・空き地バンク制度実施要綱（令和5年球磨村告示第19号）に基づき、所有者等から申込みを受けた空き家等の情報を、球磨村内への転入・定住のため空き家等の利用を希望する者に提供する仕組みをいう。以下同じ。）に登録されている建物に限る。
- (4) 専用住宅 専ら居住の用に供する住宅をいう。
- (5) 併用住宅 居住部分と業務部分とが併存しており、総床面積に占める居住部分の面積の割合が2分の1以上の住宅をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅リフォーム事業
- (2) 家財道具処分等事業

2 補助事業ごとの補助金の交付要件は、別表1のとおりとする。

3 補助事業ごとの補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表2のとおりとする。なお、補助対象経費に補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手しようとする日の14日前までに、球磨村空き家利活用促進補助金交付申請書（別記様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (3) 補助事業ごとに別表3に定める書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第5条 村長は、補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、球磨村空き家利活用促進補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更及び中止）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、球磨村空き家利活用促進補助金事業変更（中止）承認申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式第2号を準用する。）
- (2) 変更内容が確認できる見積書等
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、適正であると認めたときは、球磨村空き家利活用促進補助金事業変更（中止）承認通知書兼変更交付決定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、球磨村空き家利活用促進補助金事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第8号）
- (2) 補助事業ごとに別表3に定める書類
- (3) その他村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 村長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適正であると認めた場合は、補助金の額を確定し、球磨村空き家利活用促進補助金交付確定通知書（別記様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金を請求しようとするときは、球磨村空き家利活用促進補助金交付請求書（別記様式第10号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 村長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 空き家を購入し、又は借用した者が住宅リフォーム事業を実施した場合であって、増築、改築又は改修が完了した日から起算して5年以内に当該者の属する世帯が転出したとき。

(2) その他村長が相当と認める事由があるとき。

2 前項第1号の場合において、村長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年6月11日から施行し、令和6年4月1日以後に着手した補助事業について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に補助事業に着手している場合における第4条第1項の規定による球磨村空き家利活用促進補助金交付申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）から45日を経過する日とする。

3 この要綱の施行の際現に第4条第1項の規定による球磨村空き家利活用促進補助金交付申請書の提出期限が到来している場合（前項の場合を除く。）における当該申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から45日を経過する日とする。

4 施行日から45日を経過する日の前日までの間に、第4条第1項の規定による球磨村空き家利活用促進補助金交付申請書の提出期限が到来する場合における当該申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から45日を経過する日とする。

5 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に実施する補助事業に係る別表2の規定の適用については、同表中「2分の1」とあるのは、「4分の3」とする。

(球磨村空き家利活用補助金交付要綱の廃止)

6 球磨村空き家利活用補助金交付要綱（平成28年球磨村告示第68号）は、廃止する。

別表1（第3条関係）

補助事業の種類	補助金の交付要件	
	補助事業者の種類	交付に係る要件
住宅リフォーム事業	1 空き家を所有する個人	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 売買又は賃貸借の促進のため、空き家の改築又は改修を行うこと。</p> <p>(2) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者が球磨村暴力団排除条例(平成23年球磨村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。</p> <p>(3) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者に市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 補助金により実施する改築又は改修に関し、他制度による助成等の交付を受けていないこと。</p> <p>(5) 補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過する日まで、補助金により改築又は改修を行った空き家の空き家・空き地バンクへの登録を継続すること。ただし、3年を経過する前に、空き家・空き地バンクの利用による売買契約又は賃貸借契約が成立した場合は、この限りでない。</p>
	2 空き家を購入し、又は借用した個人	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 空き家・空き地バンクを利用して、空き家を購入し、又は借用する契約を締結しており、かつ、補助金の交付申請時点において、当該契約の締結日から1年を経過していないこと。</p> <p>(2) 購入し、又は借用した空き家の増築、改築又は改修を行うこと。</p> <p>(3) 空き家を借用した場合においては、当該物件の増築、改築又は改修を行うことについて賃貸人の同意を得ていること。</p> <p>(4) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者が球磨村暴力団排除条例(平成23年球磨村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。</p> <p>(5) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者に市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(6) 補助金により実施する増築、改築又は改修について、他制度による助成等を受けていないこと。</p>

		<p>(7) 補助事業が完了した日から起算して1か月を経過する日までに、購入し、又は借用した空き家への住所変更を行うこと。</p> <p>(8) 購入し、又は借用した空き家に補助事業が完了した日から起算して5年以上居住すること。</p>
<p>家財道具処分等事業</p>	<p>1 空き家を所有する個人</p>	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 空き家・空き地バンクを利用して、その所有する空き家の売買又は賃貸借に係る契約を締結しており、かつ、補助金の交付申請時点において、当該契約の締結日から1年を経過していないこと。</p> <p>(2) 空き家の売買又は賃貸借に当たり、相手方への引渡し前に当該物件に係る家財道具の処分等を実施すること。</p> <p>(3) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者が球磨村暴力団排除条例(平成23年球磨村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。</p> <p>(4) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者に市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 補助金により実施する家財道具の処分等について、他制度による助成等を受けていないこと。</p>
	<p>2 空き家を購入し、又は借用した個人(空き家の売買又は賃貸借に当たり、当該空き家を所有する個人による家財道具の処分等が行われないことが明らかな場合に限る。)</p>	<p>次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 空き家・空き地バンクを利用して、空き家を購入し、又は借用する契約を締結しており、かつ、補助金の交付申請時点において、当該契約の締結日から1年を経過していないこと。</p> <p>(2) 購入し、又は借用した空き家へ入居する前に、当該物件に係る家財道具の処分等を実施すること。</p> <p>(3) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者が球磨村暴力団排除条例(平成23年球磨村条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。</p> <p>(4) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者に市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 補助金により実施する家財道具の処分等について、他制度による助成等を受けていないこと。</p>

		(6) 補助事業が完了した日から起算して1か月を経過する日までに、購入し、又は借用した空き家への住所変更を行うこと。
--	--	--

(備考)

補助金の交付は、補助事業ごとに1つの住宅につき1回限りとする。

別表2 (第3条関係)

補助事業の種類	補助対象経費	補助率 補助上限額															
住宅リフォーム事業	<p>20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上を要する空き家の増築、改築又は改修に係る経費であって、次表に掲げる対象工事(補助金の交付が決定した日の属する年度の2月末日までに完了する工事に限る。)の費用の総額とする。</p> <p>なお、専用住宅にあつては、住宅全体に係る対象工事の費用を補助対象経費とするが、併用住宅にあつては、居住部分に係る対象工事の費用のみを補助対象経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="443 1093 1121 2058"> <thead> <tr> <th>対象工事</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">外部工事</td> <td>屋根工事(屋根のふき替え、防水処理、塗装等)</td> </tr> <tr> <td>外壁工事(外壁の張り替え、塗装等)</td> </tr> <tr> <td>とい・建具工事(雨どい及び窓の取付け、取替え、改修等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内部工事</td> <td>内装工事(床材、壁材又は天井材の張り替え等)</td> </tr> <tr> <td>建具工事(ドア、襖又は障子の取替え等)</td> </tr> <tr> <td>畳工事(畳の取替え、表替え等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">設備工事</td> <td>浴室工事(ユニットバス化、浴槽の取替え等)</td> </tr> <tr> <td>厨房工事(システムキッチンの取替え等)</td> </tr> <tr> <td>衛生設備工事(洗面台又は便器の取替え等)</td> </tr> <tr> <td>配管工事(給水管、排水管又はガスパイプの取替え等)</td> </tr> </tbody> </table>	対象工事	内容	外部工事	屋根工事(屋根のふき替え、防水処理、塗装等)	外壁工事(外壁の張り替え、塗装等)	とい・建具工事(雨どい及び窓の取付け、取替え、改修等)	内部工事	内装工事(床材、壁材又は天井材の張り替え等)	建具工事(ドア、襖又は障子の取替え等)	畳工事(畳の取替え、表替え等)	設備工事	浴室工事(ユニットバス化、浴槽の取替え等)	厨房工事(システムキッチンの取替え等)	衛生設備工事(洗面台又は便器の取替え等)	配管工事(給水管、排水管又はガスパイプの取替え等)	<p>補助率： 補助対象経費の2分の1</p> <p>補助上限額： 100万円</p>
対象工事	内容																
外部工事	屋根工事(屋根のふき替え、防水処理、塗装等)																
	外壁工事(外壁の張り替え、塗装等)																
	とい・建具工事(雨どい及び窓の取付け、取替え、改修等)																
内部工事	内装工事(床材、壁材又は天井材の張り替え等)																
	建具工事(ドア、襖又は障子の取替え等)																
	畳工事(畳の取替え、表替え等)																
設備工事	浴室工事(ユニットバス化、浴槽の取替え等)																
	厨房工事(システムキッチンの取替え等)																
	衛生設備工事(洗面台又は便器の取替え等)																
	配管工事(給水管、排水管又はガスパイプの取替え等)																

		電気設備工事（配線又はコンセントの設置等）	
		住宅用火災警報器の設置	
	改築工事	間取りの変更に係る工事	
	増築工事	居室等の増築	
	その他工事	外部工事等に関連して行う解体工事	
家財道具処分等事業	<p>家財道具の搬出及び処分並びに空き家の清掃（補助金の交付が決定した日の属する年度の2月末日までに完了するものに限る。）に係る経費とする。</p> <p>なお、「家財道具」とは、空き家において使用されず残置された状態の電化製品、家具、食器、衣類、仏壇等の道具類をいい、「搬出及び処分並びに空き家の清掃に係る経費」とは、ごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料、廃棄物処理業者又は清掃業者等への委託費等をいう。</p>		<p>補助率： 補助対象経費の 10分の10 補助上限額： 20万円</p>

（備考）

住宅リフォーム事業において、次の工事等に係る費用は、補助対象経費として認められない。

- ア 外構（塀、門扉、庭、車庫、カーポート、倉庫等）に係る工事
- イ 太陽光発電等の発電設備（太陽光パネル等）の設置工事
- ウ 合併処理浄化槽の設置整備事業の対象工事
- エ 住宅構造に付随しない備品（冷暖房機器等の電化製品、照明器具等）の取替え

別表3（第4条、第7条関係）

交付申請書の提出時

補助事業の名称	添付書類
住宅リフォーム事業	<p>(1) 補助事業の対象とする空き家の位置図</p> <p>(2) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者の住民票謄本又はその写し（空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入し、又は借用した個人が補助事業を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者の市町村税の未納がないことの証明書（村外に居住する個人が補助事業を行う場合に限る。）</p>

	<p>(4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入し、又は借用した個人が補助事業を行う場合に限る。）</p> <p>(5) 見積書（工事内容の詳細が明らかとなる最終見積明細書等をいう。）</p> <p>(6) 増築、改築又は改修に係る図面</p> <p>(7) 増築、改築又は改修を行う箇所の事業着手前の写真</p>
家財道具処分等事業	<p>(1) 補助事業の対象とする空き家の位置図</p> <p>(2) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者の住民票謄本又はその写し（空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入し、又は借用した個人が補助事業を行う場合に限る。）</p> <p>(3) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者の市町村税の未納がないことの証明書（村外に居住する個人が補助事業を行う場合に限る。）</p> <p>(4) 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(5) 処分する家財道具の明細及び写真又は清掃を行う箇所の事業着手前の写真</p>

実績報告書の提出時

補助事業の名称	添付書類
住宅リフォーム事業	<p>(1) 補助対象経費に係る領収書の写し</p> <p>(2) 事業完了後の写真（事業着手前の写真と比較できるものに限る。）</p> <p>(3) 登記事項証明書又は登記の内容が分かる書類の写し（登記事項の変更があった場合に限る。）</p> <p>(4) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者の住民票謄本又はその写し（空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入し、又は借用した個人が補助事業を行う場合に限る。）</p>
家財道具処分等事業	<p>(1) 補助対象経費に係る領収書の写し</p> <p>(2) 事業完了後の写真（空き家の清掃に係る事業着手前の写真と比較できるものに限る。）</p> <p>(3) 補助事業者及び補助事業者と同一の世帯に属する者の住民票謄本又はその写し（空き家・空き地バンクを利用して空き家を購入し、又は借用した個人が補助事業を行う場合に限る。）</p>